

## クローバー甲子園実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、クローバー甲子園実行委員会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪市西区南堀江 2-3-8 VASE ビル 4F に置く。

(目的)

第3条 本会は、「クローバー甲子園」を実施することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 「クローバー甲子園」の企画の検討及び立案並びにその実施に関すること。
- (2) 「クローバー甲子園」の実施のために必要な各種手続きに関すること。
- (3) その他目的の達成のために必要な事務に関すること。
- (4) 「クローバー甲子園」は、未来を担う子ども達がダンスを通じて規律を守ることで人として成長し、体力の向上をはじめ青少年のスポーツ推進を目的するために実施すること。

(実行委員)

第5条 本会の実行委員は、本会の目的に賛同し、事業の実施に参画するため本会に登録した個人とする。

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 2人

(2) 事務局長 1人

- 2 理事は、実行委員の互選により定める。
- 3 理事のうち1人を会長とし、1人を副会長とする。
- 4 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 5 理事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌は、会長が定める。

(会議の種別及び権限)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、実行委員をもって構成し、理事会は、理事をもって構成する。
- 3 総会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決定する。
- 4 理事会は、次に定める事項を決定する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 総会に附議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の招集、運営等)

第10条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(事業計画及び予算)

第11条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第13条 この会則は、総会の議決を受けなければ変更することができない。

(委任)

第14条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成27年10月1日から施行する。